

無人航空機を用いた青木ヶ原ふれあい声かけ業務仕様書（案）

1 目的

本県の令和5年の自殺者数（発見地ベース）は215人となり、自殺死亡率は全国ワーストと、自殺防止を図るための水際対応を強化する必要がある。

青木ヶ原樹海周辺における対策として、青木ヶ原樹海周辺を無人航空機で巡回し、自殺企図の疑いがある者への声かけと保護を行うことで、自殺者の減少を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日～令和7年3月31日

3 委託業務の内容

(1) 業務箇所

山梨県南都留郡富士河口湖町・鳴沢村地内（青木ヶ原地内）。

富岳風穴駐車場を中心とした半径1km圏内を業務範囲とし、巡回航路等詳細については県と協議のうえ決定するものとする。

(2) 無人航空機を用いた巡回

自殺企図の疑いがある者の発見を目的に、赤外線カメラ等を搭載した無人航空機を用いて巡回飛行を行う。

(3) 自殺企図の疑いがある者に対する初動対応

巡回飛行によって自殺企図の疑いがある者を発見した場合、現場に向かい声かけ等を行う。声かけを行った結果、自殺企図者であることが判明した場合には、その者を自動車に乗車させるなどして一時的に保護するとともに、必要に応じて富士吉田警察署に通報し引き渡すものとする。

なお、現場に向かうことが危険であると判断される場合には、無人航空機に搭載したスピーカー等によって声かけを行うものとする。

また、初動対応については警備会社等に再委託することも可能とする。

(4) 巡回実施時間と期間

①巡回実施時間

19時から23時（1時間に1回、40分程度）とし、雨天時も実施するものとする。

②巡回実施期間

7日間を1行程として、3行程以上行うことを必須とする。

具体的な実施期間については、県と協議のうえ決定するものとする。

(5) 周辺住民等への広報等

巡回実施前及び実施期間中、周辺住民等へのチラシ配布等により広報を行う。

(6) 結果の報告

①実施行程毎の報告

7日間の実施行程毎、実施最終日から起算して10日以内に、実施内容をまとめた報告書を提出すること。

②委託業務の完了報告

令和7年4月10日までに、委託期間を通じた業務実績報告書を提出すること。

4 巡回機材に関する要件

以下の機能を全て満たす機材を使用できること。

ア 飛行高度については協議の上決定するが、夜間・目視外における熱赤外カメラを用いた自律航行が可能なこと。

イ リアルタイムで撮影映像を外部出力することが可能なこと（タブレット等を介したもので可。）

ウ 熱赤外カメラの仕様は以下を満たすこと。

- ・動画解像度 640×512 @ 30 Hz
- ・動画フォーマット MP4
- ・画像解像度 640×512
- ・画像のフォーマット R-JPEG（16ビット）

エ 自律航行と遠隔操作の両方の飛行に対応可能なこと。

オ あらかじめ設定された飛行プログラムに関わらず、不具合発生時等において、無人航空機を安全に着陸させられるよう、強制的に操縦介入ができる設計であること。

カ レーザーレンジファインダー等を用いて、地上の位置座標が計測可能なこと。また、その位置座標を共有することが可能であること。

5 受注者の技術・実績に関する要件

以下の実績等を全て満たす者であること。

ア 国又は地方自治体などの公共機関が発注した無人航空機による本仕様と同種（目視外、夜間、長距離飛行など）の運用を2件以上実施していること。

イ 本業務で飛行を予定している無人航空機あるいは同型機について、10時間以上かつ直近3ヶ月に1時間以上の飛行経歴を有すること。

ウ 熱赤外観測業務において、夜間飛行の実績が10時間以上の飛行実績があること。

6 申請・許可

本業務を実施するにあたり、関係法令に基づく申請・許可を得る必要が生じた場合には、受注者は、事前に関係機関に対して必要な申請・許可を全て得て、許可書等の写しを県に提出すること。

7 業務実施上の留意事項

(1) 事業間の連携

業務目的の達成のため、富士河口湖町と鳴沢村が行う青木ヶ原ふれあい声かけ事業の監視員と、情報共有を行うなど密に連携を図ること。

(2) 受託者は、業務の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

(3) 業務を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。

(4) 情報管理

ア 受託者は、業務の実施に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の実施にあたり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

8 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。